



ベトナムフェスタ in 神奈川 2026

出展募集案内 【展示・物販 出展の方】

■ 出展お申込み先／お問合せ先

ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 運営事務局（株式会社AAB内）

[業務時間]月～金曜日 午前10時00分～午後5時00分 [休業]土日祝日、お盆期間（8/13～16）

・TEL : 070-9276-7248

・Email : vf-kanagawa@aab.co.jp

■ 個人情報の取扱いについて

ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会 及び 運営事務局は、出展のためにご提供いただいた個人情報を「ベトナムフェスタ in 神奈川 2026」への出展申込み及び各種運営業務、緊急時のご連絡、またアンケート調査や報告書作成に必要な場合にのみ使用いたします。これらの範囲を超えて使用することはありません。

ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会

開催概要

- 名称 : **ベトナムフェスタ in 神奈川 2026**
- 日程 : ○2026年9月12日(土) 10:00~20:00 (予定)
※日本大通り、神奈川県庁本庁舎は17:00まで
○2026年9月13日(日) 10:00~17:00 (予定)
- 来場目標 : 約220,000人 (2025年実績:約210,000人)
- 入場方法 : 無料
- 主催 : ベトナムフェスタin神奈川実行委員会、駐日ベトナム社会主義共和国大使館、神奈川県

開催会場

- 会場：日本大通り/神奈川県庁本庁舎/象の鼻パーク

会場は、「日本大通り」「象の鼻パーク」付近を中心にエリアを構成。

特に、「象の鼻パーク」を最大限に活用したゾーニング設計で、横浜赤レンガ倉庫や山下公園などを訪問する来場者を取り込むとともに、会場内の回遊性を向上させることで、会場全体の賑わいを創出します。



【出展エリア (予定)】

- 飲食ブース：象の鼻パーク
 - キッチンカー：象の鼻パーク
 - 展示・物販・協賛社：日本大通り、象の鼻パーク
- ※出展場所は説明会時に抽選で決定します。

※地図画像の再転載は禁止します。

出展条件

お申込みいただくにあたり、下記の項目を出展条件とさせていただきます。

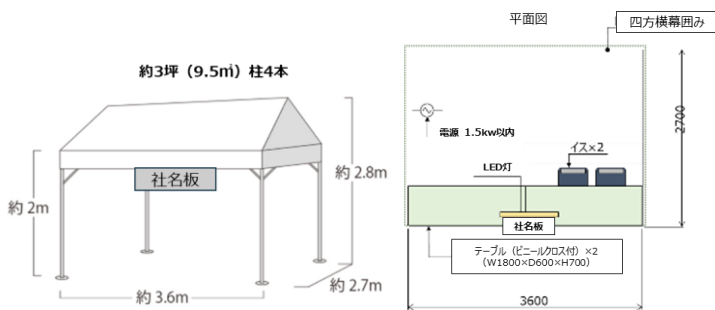
- 1) **ベトナムの料理、食材、雑貨、衣料品、サービスなどを取り扱う店舗、企業、団体**
- 2) 「ベトナムフェスタ in 神奈川」の趣旨に賛同し、出展注意事項や出展規約を守っていただける方
- 3) 2026年9月12日（土）、13日（日）の2日間、開催時間に従ってご出展いただける方
※ 1日のみの出展は不可
- 4) 申込者と出展者が同一であること
※ 出展権利の又貸し、譲渡の禁止
- 5) 期日までに提出書類が全て揃っていること、出展料の支払いが完了していること

出展プラン・料金

種類	ブースサイズ	出展料
飲食ブース ※ブース内での調理が発生する場合	テント間口3.6m×奥行2.7m	198,000円(税別)
キッチンカー	場所貸し	98,000円(税別)
展示・物販ブース	テント間口3.6m×奥行2.7m	148,000円(税別)
国際協力機関、NGO団体出展者	テント間口1.8m×奥行2.7m	50,000円(税別)

※キッチンカーは場所貸しとなり、電源の供給はございません。出展者様にてご準備ください。

展示・物販ブース



■ブースサイズ : W3.6m×D2.7m×H2.8m

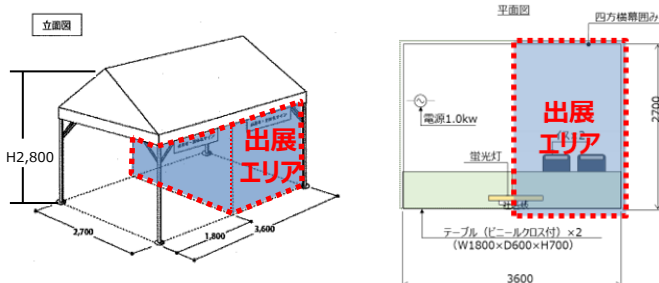
■展示・物販ブース基本備品

品目	数量
社名板 (H300×W900)	1枚
イス	2脚
テーブル(W1,800×D600、クロス含む)	2台
LED灯	1式
コンセント(1.5kw)	1口
四方横幕囲い	1式

○上記の備品以外に必要な備品がある場合は、有料でのレンタル備品をご利用ください。

追加備品の申し込みについては、出展お申し込み後、運営事務局よりご連絡をさせていただきます。

国際協力機関、NGO団体ブース



■国際協力機関、NGO団体ブース基本備品

品目	数量
社名板 (H300×W900)	1枚
イス	2脚
テーブル(W1,800×D600、クロス含む)	1台
LED灯	1式
コンセント(1.5kw)	1口
四方横幕囲い	1式

※出展エリアは1小間につき
テント半分です。

ブース運営に関する注意事項

■ 物品販売について

○販売を行う場合には、**品目にかかわらず、販売内容について、事前申請**が必要です。

後日事務局よりご連絡する申請書にて、必ず申請を行ってください。

なお、**販売品が食品の場合には、「食品取扱」の申請**が必要です。

後日事務局よりご連絡する申請書にて、必ず申請を行ってください。

※**原則、洋生菓子の販売はできません。**

○**アルコール飲料をビンや缶のまま開封せずに販売**する場合は、

事前に**税務署に「期限付き酒類小売免許届出書」を提出**し、規則に従って税金を支払う手続きが必要です。

○模倣品・偽造品の展示・販売等の禁止

・第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。)を侵害する物品(以下「模倣品・偽造品」という。)を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為を禁止します。

・出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当または該当する可能性が高いと主催者が判断した場合、主催者は、その裁量により、当該物品の撤去その他の措置を取ることができるものとします。その際、出展者は、主催者の措置に異議を述べないものとします。

・出展者は、出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関し、主催者の調査に協力するものとします。

・出展物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

○金銭の授受・両替・保管は主催者では受け付けませんので、出展者にて管理をお願いします。

盗難・紛失があった場合、実行委員会は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。

■ 物品配布 (サンプリング) について

○来場者にカタログ、商品見本その他の宣伝物を配布する場合は、必ず自社の小間内で行い、通路にはみ出さないようにしてください。

○**配布物が食品の場合には、「食品取扱」の申請が必要です。**

後日事務局よりご連絡する申請書にて、必ず申請を行ってください。

※**原則、洋生菓子の配布はできません。**

■ アンケート

○自社小間内で行うアンケートについては自由とします。自社小間外での実施は原則として禁止します。

※個人情報収集する場合やSNSへ写真掲載の際は、情報の取扱いに十分な注意を払ってください。

万が一、事故が発生した場合、主催者および事務局は一切責任を負いません。予めご了承ください。

■ 禁止事項とルール

○実演、サンプリング等のすべての行為は自社の小間内で行ってください。(高さ制限含む)

また、通路が観客スペースとならないよう設計運営に配慮してください。

○事前に図面をご提出いただき、観客の群集、滞留が自社小間外に溢れる恐れがあり、通行者の安全確保が困難であると主催者もしくは運営事務局が判断した場合は、設計の変更を行っていただきます。

○無線操縦の模型、ドローンなどの使用は禁止します。

○**スピーカー等、大音量を発生する機材の使用は禁止します。**

また、音響設備の利用は隣接するブースに支障をきたさない範囲でお願い致します。

○**日本大通りの植栽エリア、近隣施設にごみを置いたり、破棄しないでください。人員の立ち入りも禁止します。**

また、植栽エリアだけでなく、道路や側溝へのごみや廃油、汚水の破棄も禁止します。

○安全管理上、**テント上部に装飾(看板やのぼり等)を行う場合、地面から3,000mm以内**に設置してください。

■ 安全対策

○出展者は、会場に適用される全ての防火・安全法規を遵守しなければなりません。

○各種感染症、テロ、その他事故・災害が発生した場合、主催者は関係当局の指導による適切な対処を行います。出展者の自社小間内における人的災害、火災等の事故発生に対しては、主催者では責任を負いかねますので、十分な自主的事故防止対策を立ててください。

【全出展者共通】開催までのスケジュール

申込締切

2026年6月12日（金）

申込方法・提出書類

■ 出展ご希望の方は、申込み締切日までに、次の書類を運営事務局までお送りください。

■【全出展者共通】

- ・出展申込書
- ・誓約書

【飲食店】

- ・飲食店営業許可証のコピー（下処理を行う施設の営業許可証）
- ・食品衛生責任者資格証のコピー

【キッチンカー】

- ・営業許可証のコピー
- ・車検証のコピー

【国際協力団体、NGO団体出展者】

- ・定款のコピー

（参考）今後必要となる各種申請書類の提出について

6月17日（水）頃に、出展通知とともに「**出展案内書**」をお送りします。

その後、出展者様は、「**出展者プロフィール・出展内容確認書**」と「**各種申請書類**」の提出が必要となります。

各種提出書類を必ず指定の期限内にご提出ください。

出展申込み後の連絡・出展通知について

出展ブースには限りがあります。お申し込みいただいた順番や出展内容などを考慮した上で、イベントの趣旨に合うように実行委員会にて出展者を選定させていただきます。

選定の結果、出展をお断りさせていただく場合もございますので、予めご了承くださいようお願いします。

また、出展通知・出展者説明会のご案内に関しては、**6月17日(水)頃**に、運営事務局よりメールにて、ご担当者様へご連絡します。

出展者説明会について

出展のお申込みをされた方は、出展者説明会への参加をお願いします。

【開催日時】2026年**6月25日（木） 13:30～（13:00から受付開始）**

【開催場所】**神奈川県庁本庁舎3階 大会議場**

所在地：神奈川県横浜市中区日本大通1

- ・JR京浜東北線（根岸線）/横浜市営地下鉄「関内駅」から徒歩約10分
- ・みなとみらい線「日本大通り駅」県庁口出口からすぐ

※URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/access/index.html>

県庁の入庁方法について

セキュリティ対策として各庁舎の出入口にセキュリティーゲートが設置されています。お手順をおかけいたしますが本庁舎正面玄関のゲートにてQRコード付き入庁証の発券をお願いいたします。

入庁方法チラシ：<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/113177/flyer.pdf>

ご出展料のお支払いについて

お振込期限：2026年7月31日（金）

出展確定通知をお送りした方には請求書をお送りします。期日までに振込をお願いします。

また、追加備品等のオプションの支払いは、原則として、イベント終了後に請求となります。

出展申込の解約及びキャンセル料

申込者は出展申込み後、やむなく申込みを解約せざるを得ない場合には、書面によって主催者に通知し、了承を得てください。この場合、出展者は、以下の規定によりキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

<お申し出期日キャンセル料> ※納入期限は主催者へキャンセルを申し出た了承を得てから14日以内とします。

- ・【6/25(木)】出展場所決定以降 = 出展料の50%
- ・【8/1(土)】振込期限以降 = 出展料の100%

【全出展者共通】スケジュール

		内容	提出物	
2026年	5月	5月中旬 出展者募集開始		
	6月	6月12日(金) 出展者募集締切		
		6月17日(水)頃 出展確定通知・説明会の案内配信		
		6月25日(木) 出展者説明会 ★出展案内書送付・提出書類の案内		
	7月	上旬		7月初旬 【出展者】プロフィール・出展内容等 各種申請書類提出
		中旬	例年、調理工程表等の調整に時間を要しますので、提出期限は厳守してください。	7月上旬 【出展者】出展メニュー・工程表提出
				7月上旬～8月上旬 【運営事務局】出展メニュー・工程表を確認
		下旬	7月31日(金) 出展料の支払い 締切	※運営事務局からお電話などで、 調理工程の確認をすることがあります。 出展者の皆様はご対応をお願いします。
	8月	上旬		8月10日(月) 予定 【運営事務局】行事開催届出書を保健所へ提出
		中旬		8月中旬～8月下旬 【運営事務局】保健所からの飲食工程表に係る 指摘事項を出展者と調整
		下旬		※運営事務局からお電話などで、 調理工程の確認をすることがあります。 出展者の皆様はご対応をお願いします。
9月	上旬	9月11日(金) ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 設営		
	中旬	9月12日(土)・13日(日) ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 本番		
	下旬		9月下旬 出展者アンケートご提出締切	

出展規約

【1. 出展申込及び出展契約の成立】

ベトナムフェスタ in 神奈川 2026に対する出展の申込みは、出展要項をお読みいただき、本規約を承諾した上で、申込者によって出展申込書の提出を行い、これに対し、主催者が当該申込みを承諾することにより、出展契約が成立するものとする。

【2. 出展資格】

本イベントへは、ベトナムフェスタin神奈川実行委員会、駐日ベトナム社会主義共和国大使館、神奈川県やベトナムに関連ある団体・企業、主催者側が相当と認める団体・企業、および、来場者に対するサービス提供向上として、飲食物の提供や物販を業務とする団体・企業が出展できるものとする。

ただし、これらの団体・企業であっても、主催者側において当該取扱内容が次の(1)～(5)のいずれかに該当すると判断した場合には、出展を受け付けない場合がある。

- (1) 本イベントの趣旨と関連性がない、又は関連性が乏しいと判断した場合
- (2) 主催者が出展者の出展により来場者の生命・身体・財産・名誉等に損害が生じるおそれがあると判断した場合
- (3) 出展者が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある場合
- (4) 過去に食品衛生法違反、または同法に基づく処分を受けた法人・個人と判断した場合
- (5) その他主催者が出展を認めないことを相当とすると判断した場合

【3. 展示小間の割当と配置】

小間の割当は、6月25日(木)に行われる出展者説明会にて、公正な抽選を行い決定する。この出展者説明会を欠席する場合、主催者が代理抽選を行うものとする。出展者は、この小間の割当に対する変更の申し出はできない。また、出展者は、割り当てられた小間を第三者に譲渡し、又は貸与することもできない。

【4. 出展料の請求及び支払い】

出展者は、主催者から請求書を受領後、請求書に記載された支払い期限までに、請求書に記載された出展料全額を一括で、請求書記載の指定口座へ振り込むものとする。なお、出展者が出展料の支払いを遅滞した場合は、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、年2.5%の割合で計算した延滞金を支払うものとする。

【5. 出展申込の解約及びキャンセル料】

申込者は出展申込み後、やむなく申込みを解約せざるを得ない場合には、書面によって主催者に通知し、了承を得なければならない。この場合、出展者は、以下の規定によりキャンセル料を主催者に支払わなければならない。

<お申し出期日キャンセル料> ※納入期限は主催者への通知から14日以内とする。

- ・【6/25(木)】出展場所決定以降 = 出展料の50%
- ・【8/1(土)】振込期限以降 = 出展料の100%

【6. 不干涉】

出展者は、隣接の出展者に干渉しないものとする。そのような事態が生じた場合の処理は、主催者の判断に委ねるものとする。

【7. 騒音基準】

音を発生する放送や映像などの装置を利用する場合、出展者は他の出展者の迷惑にならないように操作しなければならない。また、小間内で実演を行う場合に発生する音量については、事前に隣接する出展者の了承を得なければならない。主催者は、出展者の発する音量について、指導し、又は、音の発生を中止させる権利を有する。

【8. 電気設備工事】

出展者が必要とする電気設備の工事に関しては、原則として主催者が指定する者を利用しなければならない。

【9. 電気の供給】

出展者の展示装飾品又は展示装飾装置の電気配線は、電気事業法、経済産業省令で定めた電気設備技術基準、消防法及び各政府官庁が定める関係法令を遵守しなければならない。出展者は、照明器具又は照明電源動力用電源を、主催者が別に定める基準及び主催者が定める規則内において「最終出展案内書」の中の価格で利用することができる。また、出展者はこの基準内において、自社の電気用品を使用することができる。

【10. 展示小間の衛生の維持】

出展者は、自らの責任において自社小間内を清潔に保たなければならない。

【11. 原状回復】

出展者は、本イベントの開催期間が終了したときは、主催者が定める期限までに展示スペースの原状回復を行わなければならない。出展者が回復作業を行わないときは、主催者がこれを行ない、その費用は出展者が負担するものとする。

【12. 安全及び消防に関する法規】

出展者は、展示会場に適用される安全及び消防に関する法規を遵守しなければならない。

【13. 破損等の損失】

主催者は、出展者の所有物の盗難、破損、搬入又は搬出時の貨物の紛失、及び運搬費用について責任を負わないものとする。また、出展者は不適当な梱包によって生ずる損害責任を負う。展示品が未到着の場合といえども、出展者は、小間使用料の支払い義務を負う。主催者は、出展者がこれらのリスクに対して保険をかけることを勧める。

【14. 損害賠償責任】

主催者は、出展者、その関係従事者又は来場者が、出展物の搬入、設営若しくは撤去の期間中又は本イベントの期間中に発生する事故により受ける損害、又は出展物若しくは装飾展示設備に与える損害に対して一切の責任を負わない。出展者は、その従業員又は関係従事者が、その他の出展者、来場者又は会場諸設備に与える損害に対して賠償責任を負い、直ちに適切な処置をとるものとする。なお、出展者は飲食の提供にあたり、賠償責任保険（PL保険等）への加入義務を負い、主催者からの要請に応じて加入証明書を提出するものとする。

【15. 出展の拒否】

出展者は、自社の展示小間への人の入場を許し、また、展示がこの出展規約に合致するように努める。主催者は、出展物が展示会の趣旨に合致しないと判断した場合、又は出展物若しくは出展者がこの出展規約に違反した場合には、出展物、又は出展者若しくはその代理人を拒否し、又は排除する権利を有する。出展規約の違反、又は他の明確な理由によって出展物又は出展者若しくはその代理人が排除される場合、主催者は出展者に対して出展料を返還しないものとする。

【16. 本イベントの中止】

不可抗力により会場が使用に適さなくなった場合、又は本イベントの運営が困難になったと主催者が判断した場合、主催者はイベントのすべて又は一部を中止することができる。主催者は、その責任を負わないものとし、出展者に対して出展料の返金は行わない。なお、ここにいう不可抗力の範囲は、次の(1)～(8)に該当する事項及びこれに準ずる状況とする。

- (1) 火災、洪水、悪天候、疾病、地震、爆発、その他の事故
- (2) 海岸封鎖、又は輸出入禁止
- (3) 政府の規則
- (4) テロ行為、暴動又は内乱
- (5) 労働争議、ストライキ、ロックアウト、ボイコット、十分な労働者・技術員・その他の人員の確保不可
- (6) イベント会場の確保不可
- (7) 適切な輸送施設による欠乏・損傷又は欠如
- (8) 立法的、行政的、司法的又は合憲的、違憲的の如何を問わず、国又は地方公共団体等の法律、政令、条令、規則、命令、通達又は決定による必要物資、機材の入手不能、没収、徴用又は徴発の場合

【17. 法規及び司法権】

この規約の成立、効力その他この規約に関する一切の事項は、日本国の法令に準拠するものとし、この規約に関する一切の意思表示は、日本語による。また、この規約に関する訴えの管轄は、東京高等裁判所管内 又は 主催者の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【18. 個人情報の取り扱い】

出展者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守するものとする。特に個人情報の第三者提供を行う場合は、必ず当該個人情報の本人から同意を得るものとする。出展者が本イベントを通じて取得・管理・運営する個人情報の該当者との間で紛争などが生じた場合は、両方で協議して当該紛争の解決にあたるものとし、主催者はその際の責任を負わないものとする。

主催者は、出展者の個人情報は、本イベントの開催・運営にあたって必要な情報のやり取りができるものとする。また、出展者は、主催者が本イベント企画・運営のために指定する協力会社から各種サービス・協賛等協力依頼の案内等を受ける事を承諾するものとする。

出展者は、運営事務局による会場風景や販売ブース等の撮影、撮影された写真等の公式WEBサイト、SNS、パンフレット等への掲載、メディア等への提供、及び、主催者によるイベント開催報告書等で公開されることに同意するものとする。

【19. 主催者の免責事項】

主催者は、本イベントのあらゆる媒体資料・データなどに、偶発的に生じた誤字・脱字などに対して責任を負わないものとする。

【20. 本規約の変更・追加等】

この規約に定めのない事項、又はこの規約に関し疑義が生じた事項については、その都度、出展者・主催者が協議して決定するものとする。主催者は本イベントの開催のために必要と判断した場合は、出展者に通知の上、この規約を改訂又は追補することができる。